

# 杉並区議補選2018候補者アンケート



この質問票を作成するにあたり、メーリングリストやSNSを通じて子育て世帯にアンケートを実施しました。その際、「この質問に対して候補者の考えを聞きたい」という反響が多かった項目に「ココが聞きたい!〇位」を付けております。具体的には、アンケート回答者のうち以下の方が「考えを聞きたい」と回答しました。

- ・①A-3 3歳以降の預け先について・・・65%
- ・②過去の取り組みについて・・・60%
- ・①A-4 反対運動への対応について・・・55%
- ・①C-1 区立園の民営化について・・・55%

## ① 保育園に関する今後の課題と計画について

### 《保育の“量”について》

【A-1】杉並区は今年4月、待機児童ゼロ達成を発表しました。現状の認可保育所の量についてあなたの評価はどちらですか。

<参考>

杉並区の平成30年4月の認可保育所等の利用申し込み状況では、申込者のうち入園可能な割合（以下、入園決定率(\*1)）は0歳児82%、1歳児62%、2歳児81%だった。

平成30年杉並区認可保育所等4月入所（一次申込時点）の申込状況

	申込児童数	入園可能数(*1)	入園決定率
0歳児	1191	975	82%
1歳児	1570	979	62%
2歳児	577	467	81%
3歳児	411	404	98%
4歳児	61	326	534%
5歳児	26	288	1108%

(\*1) 入園可能数÷申込児童数

出典：杉並区『平成30年4月 認可保育所等の利用申し込み状況（平成30年1月19日時点）』

認可保育所は現在・・・ もう足りている       まだ足りていない

【A-2】認可保育所の新規開園の計画は必要だと思いますか。

認可保育所(0～5歳)の新規開園計画が・・・ 必要       不要

<理由、具体策> 既存の保育園等における保育士やそれに準ずる職員の増員が新規開園よりも優先されるべきだと考えるから。

小規模保育所(0～2歳)の新規開園計画が・・・ 必要       不要

<理由、具体策> こちらも上記同様、既存の保育園等の一部または全部を小規模保育所に転換することで充足すると考えるから（ただし、そのためには区の許認可が必要だと認識してい

る)。

【A-3】小規模保育所、保育室、認証保育所等の2歳児までの年齢上限がある保育施設に通っている児童の保護者は、3歳児以降の預け先が確約されていないことに不安を抱いています。そのような児童に対する3歳児以降の受入れについて、具体案はありますか。



<参考>

平成29年度以降、認可保育所等の利用申し込み状況(4月入所、1次申込時点)における3歳児クラスの入園決定率(\*1)は98%以上であり、本問題は顕在化していない。しかし詳細にみると、3歳児クラスの入園可能数の半数以上はその年度に新規開園した認可保育所(以下、新設園)のものであり、仮にその年度の新設園が0だった場合の3歳児の入園決定率は37%まで落ちる。

つまり現在の杉並区では、毎年新設園を多数開園することで小規模保育所等に通う児童の3歳児以降の受入れ先を確保している状況である。今後も多数の新設園を開園し続けることで3歳児の受入れ先を確保する想定なのか、もしくは3歳児以降のみを受入れ対象とした施設を作る想定なのか等、方針を知りたい。

※新設園による解決だと、小規模保育所等に通っている児童の3歳児以降の受入れの有無はその児童が3歳児になる年度の新設園の数に大きく左右される。保護者はその年度の新設園計画が確定するまでは現在利用している保育施設の卒園後の受入れ先が見つからず失職するかもしれない不安を抱え続けている。

杉並区認可保育所等4月入所(一次申込時点)の3歳児クラスの申込状況

	申込児童数	入園可能数(うち新設園(*3)の入園可能数)	入園決定率(*1)	新設園を除いた場合の入園決定率(*2)
平成30年	411	404(250)	98%	37%
平成29年	425	489(337)	115%	36%
平成28年	363	186(59)	51%	34%

(\*1) 入園可能数÷申込児童数

(\*2) (入園可能数-新設園の入園可能数)÷申込児童数

(\*3) 新設園は下記とした。

平成30年…杉並区『平成30年4月開設認可保育所及び地域型保育事業』に記載のある施設

平成29年…杉並区『平成29年4月開設した認可保育所等』に記載のある施設

平成28年…杉並区『平成28年度保育施設利用案内』P18「新規開園予定の私立認可保育所」に記載のある施設

出典

杉並区『平成30年4月 認可保育所等の利用申し込み状況(平成30年1月19日時点)』

杉並区『平成29年4月 認可保育所等の利用申し込み状況(平成29年1月20日時点)』

杉並区『平成28年4月 認可保育所等の利用申し込み状況(平成28年1月22日時点)』

具体案が・・・ ある       ない

<具体策> 企業主導型の保育事業の拡充。複数企業の設置や利用を認め、働き方(夜間や土日、短時間や週2日のみの勤務)に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供する。

【A-4】 反対運動等により認可保育所の新規開園が中止や延期になるケースがあります。そうならないような具体策はありますか。



具体案が・・・ ある       ない

＜想定される原因、具体策＞ 保育園側及び住民側の主張が強すぎる事が最大の原因。これを解消するには、保育園側は防音対策や送迎時の安全対策等について住民の意向をくみ取ること、併せて住民も自らの生活の快適さを最優先させすぎないことが重要だと考える。すなわち両者が可能な限り歩み寄るという意識が必要ではあるが、特に保育園側は住民側の懸念に対して具体的解決策や発生防止策を策定し、住民側の主張をできる限り柔軟に受け入れる姿勢をもちながらも、その場所における保育園設置の必要性を説く、妥協点を見出す必要がある。

### 《保育の“質”について》

【B-1】 認可保育所の人員配置基準や面積基準の緩和に賛成ですか、反対ですか。

＜参考＞

認可保育所には、保育士が担当する子どもの数や部屋の広さについて国が最低基準を定めていますが、保育の質を確保するために、多くの自治体と同様杉並区でも国の基準よりも厳しい基準を設けています。

近年、国が待機児童対策のために、独自の基準を持つ自治体に、国の基準まで基準緩和するように要請しています。(\*4)

(\*4)内閣府規制改革推進会議 平成 29 年 11 月 29 日『規制改革推進に関する第 2 次答申』

P4 上乗せ基準の見直し

保育認可基準（保育士配置）

	国基準	杉並区
0 歳	3 人に 1 人	3 人に 1 人
1 歳	6 人に 1 人	5 人に 1 人
2 歳	6 人に 1 人	6 人に 1 人
3 歳	20 人に 1 人	20 人に 1 人
4, 5 歳	30 人に 1 人	30 人に 1 人

保育認可基準（面積）

	国基準	杉並区
0 歳	3.3 平方メートル/1 人	5.0 平方メートル/1 人
1 歳	3.3 平方メートル/1 人	3.3 平方メートル/1 人
2 歳以上	1.98 平方メートル/1 人	1.98 平方メートル/1 人

基準緩和する計画に・・・ 賛成       反対

＜理由＞ 保育士配置基準や面積基準を引き下げて待機児童を解消するのではなく、営利を目

的とせず公共性・透明性の高い認可保育所の拡充で対応すべきだと考えるため。具体的には、認可保育所の整備・増設（新設ではない）を行い保育の質を維持することが望まれる。

## 【B-2】保育士の処遇改善や労働環境改善の計画はありますか？

<参考>

- 東京都の保育士の有効求人倍率は5倍を超えることもあり、各自治体間が奪い合う状況になっている。（\*6）
- 資格を保有していながら保育士として働いていない潜在保育士が多く存在する原因として、保育士は他業種に比べ給与水準が低いこと（\*7）、日々の業務負荷が高い（\*8）ことが指摘されている。

（\*6）[http://www.hoyokyo.or.jp/nursing\\_hyk/reference/27-2s6-13.pdf](http://www.hoyokyo.or.jp/nursing_hyk/reference/27-2s6-13.pdf)「保育士の求人・求職の状況(東京都)」より

（\*7）保育士の平均月額給与 213,000 円  
全産業の平均月額給与 324,400 円

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001058843&cycle=0&layout=datalist>「I 職種別きまって支給する現金給与と額、所定内給与と額及び年間賞与その他特別給与と額 所定内給与額の男女計より」

（\*8）[http://www.hoyokyo.or.jp/nursing\\_hyk/reference/27-2s6-13.pdf](http://www.hoyokyo.or.jp/nursing_hyk/reference/27-2s6-13.pdf)「保育士における現在の職場の改善希望状況」より

処遇改善や労働環境改善が・・・ 必要       不要

<理由、具体策> 人の命を預かる職業において、特にパートタイマーへの給与は飲食業や販売業と同等またはそれよりも低いという由々しき事態を解決する必要があるため。また、処遇や労働環境（特に保育以外の作業及び業務の時間効率）の改善は、各園独自で実施するのではなく、区が主導のもと、区内の保育事業者全体で情報共有や人的交流を実施することで不足分を充足するなど、「街をあげての子育てプログラム」の策定が必要だと考える。

（ただし、個人情報を含む機微情報の取り扱いについては細心の注意を払う必要あり）

## ≪その他≫

### 【C-1】杉並区では区立保育園を民営化していく方針です。民営化に賛成

ですか、反対ですか。

<参考>

- 昨春秋に報告された「保育のあり方検討部会報告」では、平成18年度から平成27年度までに民営化した4園の経費を指定管理者制度導入前と平成27年度決算と比較すると、4園合計で単年度で2億7千万円減。
- 今年度までに計8園、平成36年度までに計16園の民営化を実施。
- 14年以上の経験をもつ保育士（常勤のみ）の割合は公立園40.4%、私立園20.2%（\*5）と倍の差があり、また潜在保育士は厚生労働省の調査によると全国におよそ76万人（平成27年10月時点）と言われている。
- 就業している保育士における現在の職場の改善希望としては、「給与・賞与等の改善」が6割（59.0%）で圧倒的に高く、次いで「職員数の増員」（40.4%）があげられている（\*5）。

（\*5）第3回保育士等確保対策検討会（平成27年12月4日）参考資料1より



民営化に・・・ 賛成       反対

<理由> 杉並区の財政を鑑みれば、民間で可能なものは民間に任せるべきであるから。ただし、民営化に伴う雇い止め、職場環境の改悪防止、給与等の待遇について、職員に対して民営化の前後での違いや将来の施策を説明する必要がある。

**【C-2】今年度より豊島区、文京区、三鷹市がこれまで保護者持ち帰りとしていた使用済みおむつを保育所で処理するようになりました。このことについてご意見をお聞かせください。**

<参考>

- 同じ認可でも、公立園は持ち帰り、私立園は持ち帰りなしの園が多い。
- 持ち帰りについては、次のような問題が指摘されている。
  - ・ 衛生面（保育所を媒体とした感染症拡張のリスク）
  - ・ 保護者への負担

使用済みおむつは・・・ 保育所で処分すべき       保護者が持ち帰るべき

<理由> 衛生面や保護者への負担軽減を優先する必要があるから。面倒だが排泄物については写真または動画で撮影し、保護者と園関係者がアクセスできるサーバーに保存するなどして情報共有すると良いと思う。

## 《保育事業のあるべき姿・ビジョン》

**【D-1】社会全体の課題（子育て支援や少子化対策、仕事と子育ての両立、働き方改革、女性活躍）との関わりにおいて、保育事業はどうあるべきかビジョンをお書きください。**

<参考>杉並区の近年の保育トピック

- 保育定員確保に伴い保育関連の予算が増加している（22年度 67億円→28年度 約203億円：約3倍）（\*9）
- 保育園の選考基準に育休延長者を優遇する指数が導入された。
- 延長保育申請に雇用主の書面提出が義務化された。

（\*9）杉並区 HP 待機児童解消対策「ここでギモン 保育にばかりお金をかけていて大丈夫なの？」より

これまで行政主体で行ってきた子育て施策、すなわち保育園の拡充だけではなく、「親（保護者）の育ち」も併せて支援する必要がある。内容は、親の「心の支援」を意図した活動として行われているもの、例えば貴会のように保育園に関する情報共有及び発信するグループ、地域における子育てグループ、電話や面談を含む子育て相談が含まれる。ただし、娯楽的活動への参加者に比べれば利用者は多いとは言えないと感じているため、存在の周知宣伝等に力を注ぐべきではないかと考えている。

また、少子化の歯止め策としては働き方の見直し、すなわち「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の実践が必要だ。しかし、私の周囲の声を聴けば、すべての企業では（当然と言われればそれまでだが）施策や取組がなかなか実行されず、改革が前進していないのが

現状である。さらに、育児休業制度や育児のための短時間勤務制度が導入されていたとしても、その制度が使いにくいという声があるのも私は認識している。例えば、育児のための時間短縮勤務制度が利用しにくい理由には「制度を利用すると業務遂行に支障が生じる」「制度利用に対して上司の理解が得られない」や「制度を利用すると昇給・昇格に悪影響を及ぼす懸念がある」等のネガティブ要因を見聞きする。

したがって、行政は「ワーク・ライフ・バランスの重要性」について積極的に啓発するべきであり、特に東京都福祉保健局を旗頭にして特別区の相互連携による「ワーク・ライフ・バランスが進んでいる企業の事例紹介」を実施させたい。具体的には「次世代を担う子どもを安心して生み育てる環境づくり」のために「育児休業取得の推進や職場復帰しやすい環境づくりなど、職場における仕事と子育ての両立支援対策」を掲げ、企業経営者・管理者の意識改革を努力義務とするものである。

なお、これら仕事と家庭の両立支援をする際、仕事を持つ母親を対象にした仕事と子育ての両立支援のみを問題にするのではなく、父親が積極的に子育てに携わることのできる環境づくりも念頭に置くべきだ。さらには、片親家庭の場合は育児に孤立しがちであるため、地域全体で子育てを支える体制づくりが必要となる。

以上のことから、杉並区の関連部署の担当者が、子育てや支援の必要性について十分認識し、適所にて積極的に子育ての拠点の整備を行う必要があると考える。つまり、単に場所がそこにあるから、需給バランスを無視した整備を行わない、そのためにも都や区が指導的役割を担い、担当者の意識啓発研修を行うことも必要となる。

## 【D-2】子ども目線で保育事業はどうあるべきか、ビジョンをお書き下さい。

<参考>

保育所は(中略)その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場ではない。(＊10)

(＊10) 厚生労働省『保育所保育指針』平成 29 年 3 月 31 日

公営・民営を問わず、各施設の長や職員が「保育マインド」を持つことが重要であると考えられる。特に、職員の処遇改善によって彼らの就業意欲を高めるとともに、事業者が保育の何たるかを理解して事業に携わる必要があるだろう。他方、子どもの発達過程に合わない早期教育などを売り物にしている事業者の施設では、現場の保育士は矛盾を感じながら子どもに無理をさせなくてはならず、苦勞しているようすが見受けられる。例えば外国語の習得や運動能力の発達、芸術等表現力の向上等が挙げられる。したがって、こうした保育所が必要であるかと問われれば、私の回答は No である。

つまり、保育事業者の経営幹部は、保育所保育指針が説く就学前教育の意図を理解すること、



「保育のマインド」を共有する職員集団を作ることによって保育士と子どもとの安定した関係を構築することが、今後の保育事業に求められることである。

## ② 過去の待機児童問題への取り組み

今回の区長選よりも過去（2018年4月末まで）に、待機児童問題についてご自身が取り組んだ記録や、考えを発信した記事（SNS含む）等がありましたら、その履歴をURL等でご紹介ください。



「待機児童はなくなる問題」 2017/04/24 に公開

<https://youtu.be/uZsqFsucVzg>

「待機児童ゼロはムリムリ問題 P2」 2017/04/27 に公開

<https://youtu.be/sg3cys8IAWk>

## ③ 自由記述

保育の量・質・その他に関して、書き足りないことやアピールしたい計画がありましたらお書きください。また、保育以外の子育てに関する計画があればお書きください。（学童、子育て応援券等）

初めに、子育て支援団体等の連携とネットワークの構築及び充実を挙げたい。例えば、さまざまな機関（以下の○印を参照）が子育てに関わっている杉並区では、それらの機関が連携を取りながら各機関の活動が有効に機能するよう、守秘義務に配慮しながらも情報の共有化を図ることを推進したい。

○子ども家庭支援センター、保育所、幼稚園、児童館・児童センター、地域区民センター、保健所、保育ママ、主任児童委員、小学校、中学校、町内会、地域のボランティア、など

これらと併せて、いじめや虐待や異常発生している昨今、福祉・医療・教育現場とともに警察との連携強化を図り、安心安全な街づくりの一つとしての地域の見守り、警戒強化を推進していきたい。

ご協力誠にありがとうございました。

保育園ふやし隊@杉並